

はじめに

第4期 未来をつくる堺教育プラン ～未来を切り拓く力の育成～

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



本市では、「ひとづくり まなび ゆめ」の教育理念のもと、社会の宝であるこどもたちが人権意識を持ち、多様な価値観を尊重し自分も他者も大切にする心、広い視野で主体的に判断し柔軟に対応する能力、新たな世界にふみ出す勇氣、生涯にわたって学び続ける意欲を身につけることをめざして教育の充実に取り組んできました。

現在私たちが生きる社会は、これまでにない速さで変化しており、“当たり前”だった日常や学びのあり方が大きく変容しています。デジタル技術の革新が急速に進み、情報と人との関係、さらには「学ぶ」という行為そのものの意味も問い直されています。今のこどもたちは、このような将来の予測が容易ではない変化の激しい社会の中で生きています。だからこそ、これまで本市で追求してきためざすこども像、めざす学校像、めざす教職員像の考え方を確かなかたちで継承・発展させ、未来を担うこどもたちが、どのような状況でもしなやかに、主体的に考え、他者と協力しながら「未来を切り拓く力」を育む必要があります。

本プランの策定にあたっては、教育振興基本計画を策定するための懇話会を設置し、幅広い立場の方々から多様な意見をいただきました。また、学校現場で働くすべての校園種の教員と教育委員会事務局の職員でワーキンググループを結成し、本プランを自分事として捉え対話を重ね検討を行いました。さらに、中学校の生徒会のついでにワークショップや、小学校における出前授業の実施により、それぞれのこどもが主体的に自分たちの教育について考え、意見を表明するという取組の中で、こどもたちからも様々な意見を聴かせていただきました。また、こどもたちが自分たちの学びに関心を持ち、本市教育を自分事として捉えられるよう、こども版を初めて作成しました。

「未来を切り拓く力」の育成に向けて、こどもの健やかな成長を第一に、本プランに示す基本施策や取組を着実に進めます。そのためには、本市関係部局や関係機関に加え、家庭や地域等と連携・協働しながら、社会全体でこどもを支え、育み、応援するという考えのもと、よりよい教育を実現します。

結びにあたり、本プランの策定においてご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和8(2026)年2月
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

令和8(2026)年2月
堺市教育委員会

基本施策	主な基本的視点
7 持続可能な教育環境 【ゴール】適切かつ効果的に学習を行うことができる教育環境 日々の学習や学校生活を支える教育環境、将来を見据えた持続可能な教育環境を充実させる。	ウェルビーイング  こどもの健やかな成長 教育 DX  よりよい授業による学びの充実 堺が進める「新たな学校のあり方」  強みや資源の活用

主な取組

◆ 学校の ICT 環境の整備・最適化

児童生徒用パソコンと通信ネットワーク環境を安定的に維持管理し、時代のニーズに応じた教育環境を整備することで、こどもの学びを支えます。

また、こどもが児童生徒用パソコンを活用して、授業や自分自身で取り組む学習を進められるよう、引き続き授業支援ソフトやドリルコンテンツ等 ICT を活用した学習環境を整備します。また、必要に応じて、連絡や情報共有、教材の配付・回収等、校務における ICT 活用ができる環境を整備します。

◆ 点検・保守の確実な実施

学校園で事故が発生することがないように校舎及び学校施設の点検・保守を適正に実施し、持続可能で安全・安心な教育環境を整備します。

◆ 機能的な改修

エレベーターの設置等の校内バリアフリー化やトイレ改修等の機能的改修を継続的、計画的に、学校園の状況やこどもの状況等を鑑み、優先順位を考慮しながら実施します。また省エネルギー化等を組み合わせ、効率的な改修を行います。

◆ 学校施設・設備の計画的な整備

老朽化基礎調査等の結果を基本としつつ、定期点検の結果やその他調査結果、人口動向等様々な観点を考慮し複合的な判断で順位付けを行い、長寿命化だけでなく、改築も含めた老朽化対策を実施することで教育環境の向上を図ります。

基本施策の方向性	主な取組
日々の学習や学校生活を支える教育環境の充実 - 安全、安心に過ごすことができる教育環境の充実 将来を見据えた持続可能な教育環境の充実 - 時代の潮流や社会的な課題に対応した教育環境の充実	- 学校の ICT 環境の整備・最適化 - 点検・保守の確実な実施 - 機能的な改修 - 学校施設・設備の計画的な整備 - 学校規模及び学校配置の適正化

◆ 学校規模及び学校配置の適正化

こどもにとってより良い教育環境を将来にわたり確保するためには、学校の大きなねらいである集団の持つ教育機能を十分に発揮し、学校の規模や配置に起因する様々な教育課題を解消する必要があります。そのため、学校規模として 11 学級以下（支援学級を除く）の小学校については、すべての学年においてクラス替えが可能となるよう、児童数の推移等を勘案しながら、一定の方針のもと様々な手法を検討し、学校規模及び学校配置の適正化に着実に取り組みます。

